

平成 28 年 度

定 期 監 査 報 告 書

東久留米市監査委員



28東久監発第37号
平成29年2月24日

東久留米市長 並木克巳 殿

東久留米市議会議長 細谷祥子 殿

東久留米市教育委員会教育長 直原 裕 殿

東久留米市監査委員 安藤 純一

東久留米市監査委員 津田 忠広

平成28年度定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

平成 2 8 年度 定期監査結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査

2 監査の対象

東久留米市立第二小学校

東久留米市立第三小学校

東久留米市立第六小学校

東久留米市立小山小学校

東久留米市立神宝小学校

東久留米市立本村小学校

東久留米市立東中学校

東久留米市立南中学校

東久留米市立大門中学校

3 監査の範囲

平成 2 8 年度（平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 9 月 3 0 日まで）における財務に関する事務の執行状況

4 監査の期間

平成 2 8 年 9 月 2 3 日から平成 2 9 年 2 月 2 2 日まで

5 監査の主眼及び方法

監査にあたっては、財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているか、また事務事業の管理運営が合理的かつ能率的に執行されているかどうかを主眼として、関係書類を調査し、担当職員より逐次説明を聴取して確認を行い実施した。

第 2 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されているものと認められた。